

平成 28 年 11 月 18 日

九州電力株式会社

## 玄海原子力発電所操業差止訴訟期日の開催について

本日14時から、佐賀地方裁判所において、標記訴訟の第19回口頭弁論が行われました。

本件は、玄海原子力発電所1～4号機の操業の差止等を求めて、当社と国を相手として第1次（平成24年1月31日）から第20次（平成28年10月20日）にわたり、提訴されたものです。

今回、当社は、第20次提訴に対する答弁書を提出し、第1～第19次分の答弁書同様に請求の棄却を求めるとともに、玄海原子力発電所は、十分な調査及び検討により、地域特性を十分に把握した上で設計しており、また、地震及び津波についても、最新の知見を踏まえた評価や対策を講じることにより安全性を確認している旨の主張を行いました。

また、併せて準備書面を提出し、玄海原子力発電所における基準地震動の策定にあたっては、基準地震動が過小なものとならないよう安全側の評価を行っており、その策定手法が十分合理的である旨の主張を改めて行いました。

今後とも、訴訟において、当社の主張を十分に尽くし、原子力発電の安全性等についてご理解いただけるよう、引き続き努力してまいります。

以 上